

高齢者虐待防止・障害者虐待防止のための指針

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「法人」という）が実施する事業における利用者（以下「利用者」という）への虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の人間としての権利を擁護し、利用者やその代弁者を支援する（以下「権利擁護」という）とともに、利用者が福祉サービス、介護サービス等を適切に利用できるような本指針を定める。

1. 基本的な考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 設置の目的

法人は虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置し、委員会を組織的に機能させるための責任者（以下「責任者」という）を事務局長に定め、虐待防止に関する措置を適切に実施するための

担当者（以下「担当者」という）を事業所の管理者及び所属長に定めることとする。

(2) 委員会の構成員

委員会の構成員は、責任者、及び担当者全員とする。

(3) 委員会は責任者の招集により開催する。

(4) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①委員会その他法人内の組織に関すること。

②虐待防止のための指針の整備に関すること。

③虐待防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑤職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

⑥虐待等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(5) 委員会は審議の結果をすべての職員に周知徹底する。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。

(3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

(4) 権利擁護及び高齢者・障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

5. 虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の生命と権利の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 虐待が疑われる場合は、担当者に報告し速やかに解決につなげるよう努める。
- (3) 法人内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。
- (4) 必要に応じて事実を公表し、関係機関に説明を行なう。
- (5) 職員への周知徹底については、虐待等の事案はその性質上、一概に共有されるべき情報とは限られず、個別の状況に応じて慎重な対応をするとともに、再発防止に努める。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、利用者の住所地の社会福祉協議会、市町村の高齢者福祉・障害者福祉の窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、その内容を担当者に報告する。
- (2) 苦情相談の受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」により対処する。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。またホームページにも公開する。

10. その他

虐待防止に係る本指針に定めのない状況が発生した場合は、その都度委員会で協議する。

附則 この指針は、令和4年8月1日より施行する。